

7 消 費 税

統計表を見る方のために

1 利用上の注意

この章は、個人事業者は平成16年分、法人は平成16年4月1日から平成17年3月31日までに終了した課税期間分について平成17年6月30日現在の申告事績、処理事績及び平成17年3月31日現在の届出事績を示したものである。

2 統計書の収録一覧

統 計 表	分類方法	調査項目						調査方法	
		納税申告		還付申告		課税事業者	選択届出件数		
		件数	税額	件数	税額				
7 消費税表									
(1)課税状況	申告区分別	○	○	○	○			全数調査	
(2)課税事業者届出書等提出件数	届出区分別					○		〃	
(3)税務署別課税状況	申告区分別	○	○	○	○			〃	
(4)税務署別課税事業者届出書等提出件数	届出区分別					○		〃	

3 用語の説明：1 一般申告及び処理とは、「簡易申告及び処理」以外の申告又は処理による課税事績をいう。

2 簡易申告及び処理とは、課税標準額に対する消費税にみなし仕入率を乗じて計算した金額を課税仕入れ等に係る消費税額の合計額とみなして納付する消費税を算出する制度を適用した申告又は処理による課税事績をいう。

3 課税事業者届出書とは、基準期間における課税売上高が1,000万円を超えることとなった場合の届出書をいう。(平成16年4月1日以後開始する課税期間から適用。改正前3,000万円。)

4 課税事業者選択届出書とは、免税事業者が課税事業者になることを選択する場合の届出書をいう。なお、簡易課税制度は、簡易課税制度選択届出書を提出した上、基準期間における課税売上高が5,000万円以下の事業者がその適用を受けることができる。(平成16年4月1日以後開始する課税期間から適用。改正前2億円。)

$$(算式) \quad \text{納付税額} = \text{課税期間の課税売上高} \times 4\% \times (1 - \text{みなし仕入率})$$